

税務課からのお知らせ



村内に土地・家屋を所有する人へ ～固定資産税課税明細書の発送時期について～

固定資産税の課税内容を記載した「固定資産税課税明細書」(以下、「課税明細書」)と「固定資産税納税通知書」(以下「納税通知書」)は同封して毎年5月に送付します。

お手元に課税明細書と納税通知書が届くのは5月中旬頃となる予定です。

■固定資産税課税明細書とは

課税明細書は、当該年度課税の対象となる固定資産(土地・家屋・償却資産)の内訳を記載したものです。対象となるのは、**1月1日現在**で所有する土地・家屋で、評価額などが記載されています。

なお、土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準の合計額が免税点(※)未満の場合は発送されません。

※免税点とは

村内に同一人が所有する土地、家屋のそれぞれの課税標準額の合計が以下の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。【土地】30万円 【家屋】20万円

公的年金から個人住民税を天引き(特別徴収)する制度について

年金所得に係る個人住民税は、平成21年10月から年金支給時に年金から天引きする特別徴収制度(以下、「特別徴収」)がおこなわれています。特別徴収の対象となる年金は、国民年金法に基づく老齢基礎年金などで、本人の希望により徴収方法を変えることはできないことになっています。

■特別徴収の対象

「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人」です。ただし以下の人などは特別徴収の対象となりません。

- ①介護保険料が年金から天引きされていない人
- ②天引きされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人

■特別徴収の対象となる個人住民税

公的年金などの年金所得に係る個人住民税のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税は、これまでどおり給与からの天引き、または普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただくこととなります。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収の開始後、村外への転出や税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、普通徴収(本人が納付書で納めたり、口座振替によって納める方法)により納めていただくこととなります。

■特別徴収の開始時期と徴収方法

(例) 個人住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

表① 特別徴収が開始される最初の年度

	納付書で納める(普通徴収)		年金から天引き(特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

表② 特別徴収2年目以降の徴収方法

	年金から天引き(特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の年税額6分の1ずつ			年税額の残りの3分の1ずつ		

※個人住民税の年金からの天引き(特別徴収)は、納税方法を変更するものであり、その他の所得に係る個人住民税の税負担が新たに生じるものではありません。詳しくは税務課 住民税担当までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉税務課 課税係 TEL0967(67)2703